

4

令和 7 年第 3 回

多治見市議会定例会追加議案

令和 7 年 6 月 6 日

目 次

報第11号 専決処分の報告について	1
-------------------------	---

報第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月6日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第9号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年4月21日午後2時頃、市内緑ヶ丘1番1地内市道213500線を西方向に走行していた車両に、同市道上に張り出した立木の一部が枝枯れにより折れ、その枝が当該車両に落下し、当該車両のルーフ及びフロントガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年5月27日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 253,400円